



発行 新潟県

第 77 号

令和4年10月11日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 1022 公共測量の実施通知（監理課）
- 1023 公共測量の実施通知（監理課）
- 1024 公共測量の実施通知（監理課）
- 1025 公共測量の実施通知（監理課）
- 1026 公共測量の実施通知（監理課）
- 1027 公共測量の実施通知（監理課）
- 1028 公共測量の実施通知（監理課）
- 1029 公共測量の実施通知（監理課）
- 1030 公共測量の実施通知（監理課）
- 1031 公共測量の実施通知（監理課）
- 1032 都市計画の変更案の縦覧（都市政策課）

公 告

- 総合評価一般競争入札の実施（ICT推進課）
- 予算の公表（財政課）
- 家畜商講習会の開催（食品・流通課）

告 示

◎新潟県告示第1022号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県長岡地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年10月11日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（用地測量及び路線測量）
- 2 作業期間 令和4年6月24日から令和5年1月31日まで
- 3 作業地域 新潟県小千谷市真人町地内

◎新潟県告示第1023号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局新潟港湾・空港整備事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年10月11日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（水準測量2級）
- 2 作業期間 令和4年7月20日から令和5年2月15日まで
- 3 作業地域 新潟港（東港地区、西港地区）及び周辺、新潟空港等

◎新潟県告示第1024号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県新潟地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年10月11日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(経営体育成基盤整備事業別所地区確定測量)
 - 2 作業期間 令和4年7月19日から令和5年3月10日まで
 - 3 作業地域 新潟県五泉市別所地内
-

◎新潟県告示第1025号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年10月11日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(1級及び2級水準測量)
 - 2 作業期間 令和4年7月21日から令和5年1月6日まで
 - 3 作業地域 1級水準測量:新潟県新潟市、新発田市、上越市、妙高市地内
2級水準測量:新潟県新潟市、南魚沼市地内
-

◎新潟県告示第1026号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局湯沢砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年10月11日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(航空レーザ測量)
 - 2 作業期間 令和4年6月10日から令和4年12月6日まで
 - 3 作業地域 新潟県魚沼市、南魚沼市、十日町市、南魚沼郡湯沢町地内
-

◎新潟県告示第1027号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、長岡市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年10月11日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(修正測量 地図情報レベル2500 66.12km²)
 - 2 作業期間 令和4年6月3日から令和5年1月4日まで
 - 3 作業地域 新潟県長岡市内
-

◎新潟県告示第1028号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、津南町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年10月11日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(航空写真撮影及びデジタルオルソ作成)
 - 2 作業期間 令和4年5月23日から令和5年1月27日まで
 - 3 作業地域 新潟県中魚沼郡津南町地内
-

◎新潟県告示第1029号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局飯豊山系砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年10月11日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量（2級基準点測量）
 - 2 作業期間 令和4年7月1日から令和4年10月21日まで
 - 3 作業地域 新潟県岩船郡関川村大字湯沢地内
-

◎新潟県告示第1030号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局北陸技術事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年10月11日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量（車載写真レーザ測量）
 - 2 作業期間 令和4年7月29日から令和5年2月24日まで
 - 3 作業地域 北陸地方整備局（長岡国道事務所、高田国道事務所）管内
-

◎新潟県告示第1031号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県南魚沼地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年10月11日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量（県営農地環境整備事業 泉盛寺開田地区 確定測量）
 - 2 作業期間 令和4年8月29日から令和5年3月10日まで
 - 3 作業地域 新潟県南魚沼市泉盛寺ほか地内
-

◎新潟県告示第1032号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次の都市計画の変更案を縦覧に供する。

令和4年10月11日

新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 阿賀野都市計画道路
 - (2) 名称 3・6・2号 天朝大路線
3・5・4号 水原停車場線
3・5・5号 岡山百津線
3・6・9号 山口外城線
 - 2 都市計画を変更する土地の区域
 - (1) 3・6・2号 天朝大路線
 - ア 追加する部分
なし
 - イ 削除する部分
なし
 - (2) 3・5・4号 水原停車場線
 - ア 追加する部分
なし
 - イ 削除する部分
阿賀野市外城町、北本町、水原字地々良の各一部
 - (3) 3・5・5号 岡山百津線
 - ア 追加する部分
なし
-

- イ 削除する部分
阿賀野市百津字道下・新町、堀越字百津、土橋字野中の各一部
- (4) 3・6・9号 山口外城線
 - ア 追加する部分
なし
 - イ 削除する部分
なし
- 3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所
 - (1) 期間 自 令和4年10月11日
至 令和4年10月25日
 - (2) 場所
 - ア 新発田市豊町3丁目3番2号(〒957-8511)
新潟県新発田地域振興局地域整備部計画調整課
 - イ 阿賀野市岡山町10番15号(〒959-2092)
阿賀野市建設課都市計画建築係
- 4 意見書の提出方法
案について意見のある者は、意見の要旨及びその理由並びに氏名、住所及び電話番号を記載した意見書を縦覧場所に提出することができる。
- 5 意見書を提出できる者
阿賀野市の住民並びに利害関係人
- 6 意見書の提出期限
令和4年10月25日(火)(必着のこと。)

公 告

総合評価一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2第3号の規定により、新潟県が調達する新潟県LANシステム・共通基盤システム・住民基本台帳ネットワークシステム運用管理業務委託について、次のとおり総合評価一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の適用を受けるものである。

令和4年10月11日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達案件の名称
新潟県LANシステム・共通基盤システム・住民基本台帳ネットワークシステム運用管理業務
 - (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
 - (3) 委託期間
令和5年2月1日から令和10年1月31日まで
 - (4) 業務実施場所
入札説明書による。
- 2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等
 - (1) 入札説明書の交付期間及び場所
令和4年10月11日(火)から令和4年10月24日(月)まで、新潟県知事政策局ICT推進課ホームページでダウンロードすること。
URL: <https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/ict/>
 - (2) 問合せ等 入札説明書による。
- 3 入札執行の日時及び場所
 - (1) 日時 令和4年11月28日(月) 午前10時

(2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県庁入札室

4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人若しくは共同企業体であつて、それぞれ次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

(1) 個人又は法人

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。

イ 次のいずれにも該当しない者であること。

(7) 令和4年10月11日以降に民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の規定による再生手続開始の申立をした者又は同条第2項の規定に基づく再生手続開始の申立をされた者

(4) 令和4年10月11日以降に会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の規定による更生手続開始の申立をした者又は同条第2項の規定に基づく更生手続開始の申立をされた者

ウ 新潟県に事務所又は事業所を有する者にあつては、新潟県の県税納税証明書(令和4年10月11日以降に発行された納税証明書であつて、未納がないことを証明したものに限る。)を提出した者であること。

エ 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。

オ 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。

カ 本件入札案件に関して、(2)に定める共同企業体の構成員となっていない者であること。

キ 入札説明書に定めるシステムの運用、維持管理等の業務を行う能力を有する者を、本件業務を行う作業員として配置できる者であること。

ク その他入札説明書に定める要件を満たす者であること。

ケ 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(2) 共同企業体

ア (1)アからウに掲げる要件のすべてを満たす個人又は法人により自主的に結成された共同企業体であること。

イ 共同企業体のいずれかの構成員が、本件入札に係る入札説明書の交付を受けていること。

ウ 共同企業体を代表する構成員の出資比率が、当該共同企業体を構成する他の構成員の出資比率より大きいこと。

エ 共同企業体を構成する者が、他の本件入札に参加する共同企業体の構成員となっていないこと。

オ 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。

カ (1)キに定める要件を満たす共同企業体であること。

キ 共同企業体を構成する者のうち少なくとも1以上の者が、(1)クに定める要件を満たす者であること。

ク 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

5 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

ア 提出期間 令和4年11月2日(水) 午後5時まで

イ 提出場所 郵便番号:950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県知事政策局ICT推進課行政デジタル化推進班

ウ 提出方法

本人(法人にあつては代表権限を有する者。共同企業体にあつては代表構成員(代表構成員が法人の場合、当該法人の代表権限を有する者)。以下同じ。)又は代理人による持参又は郵送とする。

持参する場合は、次の場所に提出期間内(新潟県の休日を定める条例(平成元年新潟県条例第5号)第1条第1項各号に規定する日を除く。)の各日の午前9時から午後5時の間に提出すること。

郵送する場合は、書留又は配達記録郵便の手段により、提出期間内必着で提出すること。

エ 提出書類及び部数 入札説明書による。

(2) 参加資格の確認結果の通知

本件入札に係る参加資格の確認結果については、令和4年11月8日(火)までに競争入札参加資格確認通知書を電子メールによる送信又は、郵送することにより通知する。ただし、通知後において、競争入札参加資格を満たさないことが明らかになった場合は、競争入札参加資格を取り消すこととする。

6 企画提案書の提出

企画提案書作成要領に基づき企画提案書を作成し、提出すること。

また、企画提案書の作成に係る一切の費用は入札参加者の負担とする。

持参時に技術審査時のプレゼンテーションを行う順番のくじ引きを行う。なお、郵送で提出の場合は、新潟県知事政策局ICT推進課職員が代わりにくじを引くこととする。

(1) 提出期限 令和4年11月11日(金)午後5時まで

(2) 提出場所 郵便番号：950-8570
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県知事政策局ICT推進課行政デジタル化推進班

(3) 提出方法

本人又は代理人による持参又は郵送とする。

持参する場合は、次の場所に提出期間内(新潟県の休日を定める条例(平成元年新潟県条例第5号)第1条第1項各号に規定する日を除く。)の各日の午前9時から午後5時の間に提出すること。

郵送する場合は、書留又は配達記録郵便の手段により、提出期間内必着で提出すること。

(4) その他詳細 入札説明書による。

7 企画提案書の内容説明及び質疑応答

(1) 期日 令和4年11月21日(月)から令和4年11月24日(木)まで

(2) 場所 新潟県庁行政庁舎2階205会議室(会場の都合により、変更となる場合がある。)

(3) その他詳細 入札説明書による。

8 入札手続等

(1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、5(1)イに定める提出場所をあて先とした配達証明付きの書留郵便(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び3(1)に定める入札執行日時を記載したものに限る。)をもって3(1)に定める入札執行日の前日(閉庁日の場合はその前の開庁日)の午後5時までに到着するよう郵送すること。

(2) 入札書の名義人

本人(入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人)に限る。

(3) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 落札決定に当たっては、契約希望本体金額(消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の見積もった契約希望金額に110分の100を乗じて得た金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)。以下同じ。)に100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望本体金額を入札書に記載すること。その他入札説明書による。

(4) 落札者の決定

本公告に示した競争入札参加資格を有すると新潟県が判断した入札者であり、かつ予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、以下の落札者決定基準により新潟県にとって最も有利な申込みを行った者を落札者とする。

落札者決定基準

ア 技術点及び価格点の和が最高の者を落札者とする。

合計点が最高の者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

イ 技術点及び価格点は、別記評価基準に基づき、新潟県LANシステム・共通基盤システム・住民基本台

帳ネットワークシステム運用管理業者選定委員会が採点する。

なお、技術点の採点のために、各入札参加者は入札説明書に基づき別途提出する企画提案書について、新潟県LANシステム・共通基盤システム・住民基本台帳ネットワークシステム運用管理業者選定委員会に対する内容説明（プレゼンテーション）及び委員との質疑応答（ヒアリング）を行うものとする。

9 無効入札

次に掲げる入札のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者又は競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札
- (2) 入札に参加する条件に違反した入札
- (3) 新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。）第62条第1項各号に掲げる入札
- (4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

10 入札保証金

契約希望本体金額に100分の10に相当する額を加算した金額の100分の5に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の現金（金融機関が振り出し、又は支払い保証をした小切手を含む。以下同じ。）とする。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

11 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の現金とする。ただし、財務規則第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

12 その他

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、作成者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(2) その他

ア 契約の手續において使用する言語及び通貨は日本語（契約当事者に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び新潟県へ通報報告を行うこと。

ウ 契約の停止等

本件調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

エ その他詳細は、入札説明書による。

オ この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件の入札及び委託契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。

13 Summary

(1) Nature and quantity of the products and services to be hired:

Operation and Maintenance of Niigata Prefectural LAN System, Common Basic System and Basic Residential Resisters Network System

(2) Time and Place of bidding:

10 : 00a.m. November 28, 2022

Niigata Prefectural Building Bidding Room

4 - 1 Shinko-cho, Chuo-ku

Niigata city, Niigata, Japan

(3) For more information, please contact the following division in Japanese:

ICT Promotion Division

Governor's Policy Bureau

Niigata Prefectural Government

4 - 1 Shinko-cho, Chuo-ku

Niigata city, Niigata, Japan

〒950-8570

別記

評価基準

技術点

評価区分	細項目	評価の基準	配点
運用管理方針	1 基本コンセプト	・本業務の目的を正しく捉え、業務実施に当たってのコンセプトが明確化されている	20
	2 課題の把握	・運用管理における課題と具体的な解決策が提案されている	30
運用管理体制	1 組織体制	・適切な人員数、配置が確保されている ・事業者側の役割分担が適切で、明確に示されている。 ・緊急時の連絡体制が明確に示されている。 ・有効な実績を伴う企業体制が構築されている ・都道府県及び政令指定都市におけるシステム・ネットワークの運用管理実績がある。	110
	2 要員の能力・実績	・有効な資格取得者が運用管理要員となっている。 ・運用管理要員に十分な経歴・経験年数が認められる。 ・運用管理要員に十分な実績が認められる。 ・過去の実績において、中心的、主体的な参画が確認できる。 ※過去にどのようなシステム、ネットワークの運用管理を行ってきたか。発生した問題とその解決策。その他工夫などが確認できる。 ※本業務の仕様の内容を正確に理解している。 ※障害発生時における問題の分析が的確であり、適切な判断及び対応が期待できる。 ※話の内容が簡潔でわかりやすい。互いの意志を確認し、質問の内容に正しく受け答えしている。	140
	3 作業分担等	・事業者と県の役割分担、責任の所在等が明確になっている	20
	4 セキュリティ対策	・運用管理業務における有効なセキュリティ対策が示されている。 ・事業者におけるセキュリティ対策基準が適正に制定されており、明確で具体的である。	40
	5 運用管理水準の維持	・要員に欠員が生じた場合の対策が具体的に提案されている。 ・要員の能力向上のための取り組みが認められる。 ・運用管理水準を維持するための有効な指標が設定されている。 ・災害発生時等の業務継続体制について、有効な提案がある。 ・その他、運用管理水準を維持するための有効な提案がある。	130
その他	1 その他アピール	・本業務及び本県にとって、有益なアピールポイントがある。	10
			500

※印の評価項目については、主にヒアリングにより評価する。

価格点

入札額	下記の算定方法により評価する	250
技術点＋価格点		750

価格点の算定方法について

価格点＝偏差値×配点の満点／100

偏差値＝(入札額－入札額の平均値)×(-10)／標準偏差＋50

標準偏差＝((各入札参加者ごとの(入札額－入札価格の平均値)の2乗の総和)／入札参加者数)の平方根

各計算にあたっては、小数点以下第3位で四捨五入するものとする。ただし、評価点数を求める際は小数点以下第1位で四捨五入する。

入札参加者が2者の場合は、次に示す方法とする。

価格点＝(修正偏差値×配点の満点／100×2＋配点の満点×(1－入札額／予定価格))／3

修正偏差値＝50－偏差値の差の絶対値／2×(入札価格－他者の入札価格)／予定価格

入札参加者が1者のみの場合、または、全ての入札者の入札価格が同額の場合は、価格点を一律125点とする。

予算の公表について（公告）

令和4年9月30日新潟県議会において議決された令和4年度新潟県一般会計補正予算、特別会計補正予算、企業会計補正予算の要領は、次のとおりである。

令和4年10月11日

新潟県知事 花角 英世

令和4年度新潟県一般会計補正予算

令和4年度新潟県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25,465,516千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,399,938,955千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 1 歳入					
款	項	補正前の額	補正額	計	
第7款 分担金及び負担金	第1項 分担金 第2項 負担金	2,789,183 757,554 2,031,629	8,200 1,200 7,000	2,797,383 758,754 2,038,629	千円
第9款 国庫支出金	第1項 国庫負担金 第2項 国庫補助金	180,618,374 28,233,996 149,207,906	14,383,081 1,294 14,381,787	195,001,455 28,235,290 163,589,693	
第10款 財産収入	第2項 財産売却収入	3,537,756 2,490,679	288,025 288,025	3,825,781 2,778,704	
第12款 繰入金	第2項 基金繰入金	22,000,345 18,430,406	900,000 900,000	22,900,345 19,330,406	
第13款 諸収入	第5項 受託事業収入 第6項 収益事業収入	231,059,465 10,721,847 2,609,175	370,210 12,695 357,515	231,429,675 10,734,542 2,966,690	
第14款 県債	第1項 県債	244,763,000 244,763,000	9,516,000 9,516,000	254,279,000 254,279,000	

歳 入 合 計	1,374,473,439	25,465,516	1,399,938,955

2 歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
第3款 環境費	第4項 防災費	千円 5,315,175 2,826,613	千円 633,550 633,550	千円 5,948,725 3,460,163
第4款 福祉保健費	第7項 生活衛生費 第10項 感染症対策費	212,967,723 5,608,419 32,096,824	7,137 4,550 2,587	212,974,860 5,612,969 32,099,411
第6款 産業費	第2項 地域産業振興費 第7項 文化費	231,727,039 202,825,640 2,618,855	194,500 186,900 7,600	231,921,539 203,012,540 2,626,455
第7款 農林水産業費	第3項 農産園芸費 第7項 水産業費 第8項 林業費 第10項 農地基盤整備費	63,073,340 2,355,670 2,791,474 10,377,648 24,077,221	1,179,726 31,080 1,200 1,144,946 2,500	64,253,066 2,386,750 2,792,674 11,522,594 24,079,721
第8款 土木費	第1項 土木管理費 第2項 道路橋りょう費 第3項 河川海岸費	135,373,906 11,236,783 53,970,186 23,682,896	3,069,104 12,215 751,707 1,692,965	138,443,010 11,248,998 54,721,893 25,375,861

	第4項 砂防	費	12,625,638	610,000	13,235,638
	第6項 建築	費	14,860,959	2,217	14,863,176
第10款 教育費	第6項 生涯学習推進費		164,108,749 364,859	861 861	164,109,610 365,720
第11款 災害復旧費	第1項 農林水産施設災害復旧費		5,326,983	20,380,638	25,707,621
	第2項 土木施設災害復旧費		2,521,696	2,804,002	5,325,698
	第3項 社会福祉施設災害復旧費		2,805,287	17,102,651	19,907,938
	第4項 警察施設等災害復旧費			419,442	419,442
	第5項 教育施設災害復旧費			11,909	11,909
				42,634	42,634
歳出	合計		1,374,473,439	25,465,516	1,399,938,955

起債の目的		補		正		前		正		後	
		限度額	千円	起債の方法	利率	償還の方法	利率	起債の方法	利率	償還の方法	
河川事業費	10,118,000	普通貸借又は債券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。なお、発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を限度額に加算した金額を限度額とする。)	年9パーセント以内	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等若しくは元金均等若しくは元金不均等の方法により毎年度1期若しくは2期に償還し、又は一括払いの方法により満期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。	補正前に同じ	10,273,000					
	2,343,000										
治山事業費	2,083,000					9,598,000					
災害復旧事業費	1,734,000					11,194,000					
防災対策事業費	10,022,000					80,000					
河川等整備事業費	64,000					4,941,000					
行政改革推進債	4,892,000										
合計	244,763,000					254,279,000					

令和4年度新潟県災害救助事業特別会計補正予算

令和4年度新潟県災害救助事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,876,691千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,101,857千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 災害救助事業収入		千円 225,166	千円 1,876,691	千円 2,101,857
	第1項 国庫支出金	50,000	604,694	654,694
	第3項 繰入金	127,742	1,257,197	1,384,939
	第5項 県債	26,000	14,800	40,800
歳 入	合 計	225,166	1,876,691	2,101,857

2 歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 災害救助事業費		千円 225,166	千円 1,876,691	千円 2,101,857
	第1項 災害救助費	170,080	1,876,691	2,046,771
歳	出	225,166	1,876,691	2,101,857
	合計			

第2表 地方債補正 1 追加					
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
災害援護資金貸付事業費	千円 14,800	普通貸借	無利子		災害用慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）第15条第2項の規定による。

令和4年度新潟県電気事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和4年度新潟県電気事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量を次のとおり改める。

区	分		元	予	定	量	変	更	予	定	量
	業	関									
1	営	業				MWh					MWh
						535,950					444,256

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入

科	目	補正前の予定額		補正	予	定	額	計
		千円	千円					
第1款	電気事業収益	8,013,138	△ 1,064,216				6,948,922	
第1項	営業収益	7,887,826	△ 1,064,216				6,823,610	

支 出

科 目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款 電気事業費用	千円 6,016,801	千円 1,033,650	千円 7,050,451
第1項 営業費用	5,510,710	1,033,650	6,544,360

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,439,203千円は、次のとおり補てんするものとする。

収 入

科 目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款 資本的収入	千円 3,930,011	千円 208,000	千円 4,138,011
第1項 企業債	3,520,000	208,000	3,728,000

支 出

科 目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款 資本的支出	千円 9,348,414	千円 228,800	千円 9,577,214
第1項 建設改良費	4,429,010	228,800	4,657,810

区	分	支出予定額 千円	充当財源 収入予定額 千円	差引不足額 千円	補てん財源			
					過年度 損留保 勘定金 千円	年度 勘定金 千円	当年度 損留保 勘定金 千円	地域振興 積立金 千円
第1項	建設改良費	4,657,810	3,728,001	929,809	480,190	28,792		420,827
第2項	企業債償還金	1,918,404	410,000	1,508,404	1,508,404			
第3項	他会計繰出金	3,000,000		3,000,000			3,000,000	
第4項	雑支出	1,000	10	990	990			
	計	9,577,214	4,138,011	5,439,203	1,989,584	28,792	3,000,000	420,827

(継 続 費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事 業 名	総 額	年 度	年 割 額
1	電 気 事 業 費 用	1 営 業 費 用	猿 田 ・ 奥 三 面 発 電 所 災 害 復 旧 事 業	4	千円 798,600
				5	2,369,400
				6	785,400
1	資 本 的 支 出	1 建 設 改 良 費	猿 田 発 電 所 災 害 復 旧 事 業	4	228,800
				5	684,200
				6	227,700

(企 業 債)

第6条 起債の限度額を次のとおり改める。

起 債 の 目 的	元 金 額	変 更 金 額
水 力 発 電 所 建 設 改 良 事 業 費	千円 3,520,000	千円 3,728,000

家畜商講習会の開催について（公告）

家畜商法（昭和24年法律第208号）第4条の2第1項の規定により、家畜商講習会を次のとおり開催する。

令和4年10月11日

新潟県知事 花角 英世

1 講習会の日時及び場所**(1) 日時**

令和4年12月6日及び7日 午前9時から午後5時まで

(2) 場所

新潟市中央区新光町4番地1 新潟県自治会館別館 第1研修室

2 講習の内容及び時間**(1) 家畜の取引に関する法令 4時間****(2) 家畜の品種及び特徴 4時間****(3) 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 6時間**

ただし、獣医師の免許を有している者は(2)及び(3)を、家畜人工授精師の免許を有している者は(2)及び(3)の家畜の悪癖、機能障害の受講を、本人の希望があれば免除する。

3 受講手続

家畜商講習会受講申込書に3,400円相当額の新潟県収入証紙及び写真（縦6センチメートル、横5センチメートル程度のもの）を貼り、10月13日から11月11日までの間に県農林水産部食品・流通課又は県地域振興局農林水産（農業）振興部（新発田、新潟、三条、長岡、南魚沼、上越、佐渡）へ提出すること。※電子申請による申込みも可能（受講手数料は電子納付となります。）

なお、獣医師免許又は家畜人工授精師免許を有し、講習の特例措置を受けようとする者は、その免許証の写しを添えた講習の特例措置適用申請書を提出すること。

4 受講資格

家畜の取引の業務に従事しようとする者

5 その他**(1) 受講者は、講習会当日に次のものを持参すること。**

・筆記用具及びノート

・講習会テキスト（株）ぎょうせい発行の「最新版 家畜取引の知識」（価格3,740円（消費税込み））

なお、希望者にはテキストをあっせんする。

(2) 今後、新型コロナウイルス感染症拡大の状況により、会場変更、講習会の中止をする場合がある。

会場変更等する場合は、新潟県ホームページで情報提供する。

(3) 受講者は、講習会当日マスクを着用すること。また、以下に該当する者は講習会の受講を見合わせる。

-来場前に検温を行い、37.5度以上の発熱があった場合（又は平熱比1度超過）

-息苦しき、強いだるさ、軽度であっても咳、咽頭痛などの症状がある場合

-新型コロナウイルス感染症陽性者（疑い含む。）と濃厚接触した者

-過去2週間以内に感染が引き続き拡大している国・地域への訪問歴がある場合

(4) 詳細については新潟県ホームページで公開するほか、新潟県農林水産部食品・流通課市場係（電話025-280-5304）に問い合わせること。